会 議 録

会議名(審議会等名)		令和5年度相模原市自殺対策協議会 第1回会議					
事務局 (担当課)		精神保健福祉課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 3 (直通)					
開催日時		令和5年7月10日(月) 午後3時~午後5時					
開催場所		市役所第2別館3階 第3委員会室					
出席者	委 員	15人(別紙のとおり)					
	その他	0人					
	事務局	7人					
公開の可否		■可	□不可	□一部不可	傍聴者数	なし	
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由							
護題		(1) 相模原市の自殺の状況について (2)第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の進行管理と自殺総合対策の推進について ア 庁内の取組状況について イ 関係機関・団体等の取組状況について (3)第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の具体的な取組について (4)第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の報告書(答申)案の精査について (5)その他					

議事の要旨

(1) 相模原市の自殺の状況について 事務局より資料1に沿って説明を行った。

<意見等>

なし

(2) 第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の進行管理と自殺総合対策の推進について

ア 庁内の取組状況について

イ 関係機関・団体等の取組状況について

事務局より資料1、2-1及び2-2に沿って説明を行った。

<意見等>

なし

(3) 第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の具体的な取組について 事務局より資料1及び資料3に沿って説明を行った。

<意見等>

(土屋委員)複数の支援団体や電話相談等があるが、追い詰められた方はまずどこに相談すればよいのか、相談後どのようにトリアージされるのか、教えていただきたい。 (事務局)相談者の状況により、医療機関や相談窓口等の専門機関をご案内している。また、ゲートキーパー研修でも説明していることだが、自殺のリスクが高くなる要素や反対に自殺の抑制につながる要素から自殺のリスクをアセスメントする必要がある。非常に切迫したケースについては、行政と病院、警察等と連携し、自殺を防ぐための取組を推進していきたいと考えている。

(土屋委員)実際に追い込まれた方は、自身の状況に適した相談窓口を判断できない。 一元的に受け入れる場が必要なのではないか。そのような支援がなければ効果に結び つかないと考える。

(事務局) 相談窓口を記載したリーフレット等も作成しており、当事者にとって分り やすい言葉を意識した周知を行っている状況である。

(土屋委員) 相談先を順送りにすることが相談する者にとって負担となるため、まず 気持ちを受け止めた上で適切な相談窓口へつなぐことができるといい。

(比留川会長) 実際相談者はインターネットを利用し、リブちゃんネルより相談につながることが多いと推察する。各種相談窓口の相談員は専門家であるため、トリアー

ジは可能と考える。例えば、自身の元に切羽詰まった方から相談があった際は、医療機関の受診を提案することはできる。ただ、司法書士という立場であるため、法律的なことは分かっても、精神的な分野は専門家にはかなわないため、一旦気持ちを受け止めた上で、各種相談窓口につなぐのではないかと考える。

(十川委員) 土屋委員の意図としては、相模原市にも「いのちの電話」のように、第一歩として悩みごとを何でも受け止める相談先があると良いのでは、ということではないか。「横浜いのちの電話」では、相談内容は問わない。その中で、受けた相談内容から適切な専門機関や窓口につなげている。まずは、話を聞く、ということがとても重要であるため、相模原市にも「いのちの電話」のようなものを作って欲しい、ということではないかと受け取った。もちろん相模原市民が「横浜いのちの電話」に電話しても問題ない。

(事務局)相模原市としては、悩みごとの内容を問わない相談先として「こころのホットライン」を開設している。次回、相談先一覧を記したリーフレットを配布したい。 (土屋委員)「横浜いのちの電話」では、24時間365日開設しているのか。

(十川委員) これまでは、24時間365日開設していたが、コロナ禍となり、現在は8時から22時までとなっている。金曜日及び土曜日は24時間対応している。

(土屋委員) 110番や119番のように、第一報を受けた後、時間に隙間なく適切に対応する仕組みが必要と考える。

(比留川会長)「こころのホットライン」の開設時間を伺いたい。

(事務局)通常、市民向けの相談窓口は概ね17時までとなっている。それ以降の相談体制が手薄になることから、17時以降の相談体制を補完するため、17時から22時まで「こころのホットライン」を開設している。また、本日配布したクリアファイルにリブちゃんネルのQRコードが掲載されているが、それを読み込んでいただくと、悩みごと・困りごと別の相談先の一覧を用意しており、そこから、相談先を探すことができる。また、最近では、電話よりSNSでの相談を望む声もあるため、SNSにて相談ができる相談先の周知も行っている。電話やSNSであれば、相模原市に拘らなくとも、全国区で相談先を探すことの方が有効な場合もある。厚生労働省が管理している「まもろうよ」こころ」というサイトでは悩みごとや居住地域から適切な相談先を検索することができ、市でもそのサイトに辿り着けるよう情報の整備行い、リブちゃんネルに掲載している。

(比留川会長) 相模原市役所では、トイレにリブちゃんネルの啓発シールが貼ってあったり、まちづくりセンター等様々なところで啓発物を目にすることがある。確実に必要とする方へ情報が届くかは定かではないが、個人的には市役所やまちづくりセンターの目に留まるところに相談先の案内が貼ってあると感じている。

また、何でも相談に応じる窓口があることは有り難いが、相談にずっと伴走する支援 者が必要ではないかと考える。例えば、病院にはソーシャルワーカーがいるが、退院 や通院が途絶えると、手が離れてしまう。そのため、その後も継続して支援を行うことが求められる。

(岡田委員)地域産業保健センターにも、年に数件程度、匿名の電話相談がある。その際決まって、どこに電話を掛けていいのか分からなかった、と言われる。相模原市は多様な相談先を用意しているが、まずは相談を受け、相談内容に応じて専門機関等を案内する部署が必要であると思う。先月は自殺をほのめかす相談を受けた方より、相手が逆上しているため、自身は会いにいくことができない、ついては、市等、誰か様子を見て来て欲しい、とのことであった。そのため、対象の方の居住地区の高齢・障害者相談課の電話番号をお伝えした。対応として問題はなかったか。

(事務局) 適切な対応であった。

(岡田委員) 土屋委員のご意見にもあったように、可能であれば悩みごとの内容に応じて専門機関へつなげる窓口があると有難い。

(事務局)「こころのホットライン」では、悩みを聞いて欲しいということであれば傾聴し、適切な相談窓口を知りたいということであれば、窓口の案内を行っている。また、自殺を示唆されている方への対応方法については、リブちゃんネルにも掲載している。機会があればご覧いただき、そのような相談を受けた際の参考にしていただきたい。

(比留川会長)「こころのホットライン」で専門窓口への案内も行っている旨の記載が あれば分かりやすいのではないか。

(西岡委員)小中高生の自死が問題となっており、次期行動計画では新たな取組が掲載される予定だが、教員も既存の業務で多忙である。学校にスクールソーシャルワーカーは配置されているのか。

(平原委員) スクールカウンセラーは各校に1~2名配置されているが、週に1~2日程度である。児童・生徒から担任教師へ相談があった際は、対話を通じ必要とあればカウンセリングにつなげている。自死をほのめかす児童・生徒に対しては、時間をかけて対応していくことで、当初、専門家へのつながりに拒否を示していた児童・生徒であっても、結果的にカウンセリングを通じて、落ち着いた学校生活を送ることができるようになったケースもある。

不登校の課題もあるが、コロナ禍になり一人一台タブレットを貸与されるようになったことで、以前のように家庭訪問や電話での会話が困難な児童・生徒でも、「ミート」という機能を利用することで画面越しにつながることが可能となった。まずは画面越しからでも孤立感からの脱却、人と関わりを持つことで、必要な支援につなげる働きかけを行っている。ただ、学級によっては最大40名以上の生徒が在籍していることもあり、学級の人数が多いと担任教師が個人と関わる時間は短くなる。1クラスの人数が少なくなれば、担任教師が一人ひとりと関わる時間が増え、相談の機会も確保できるのではないかと考えている。

(相原委員) 警察では、SNS等で自殺を示唆する書き込みがあった場合、最終的には書き込んだ方に接触している。身寄りがない方を一人にすることができないため保護するが、市役所のどこに案内すべきか不明である。

(事務局)精神保健福祉法第23条において、精神症状により自傷他害の恐れがある方を警察で保護した場合は、発生地の県又は政令指定都市に8時30分から22時までは直接連絡できるようになっている。また22時から翌朝の8時30分までについては、4県市協調で、通報を受ける窓口を運営しており、そこに連絡をいただく形になる。ただ、その要件に該当しない場合、夜間は連絡を受ける窓口がないため、日中に各区の高齢・障害者相談課に相談していただくことになる。

(相原委員)精神保健福祉法第23条に該当はしないが、危険である場合には警察で保護している。ただ、そういった方の中には、両親が他県に住んでいたり、親族とは絶縁している場合もいる。そのまま一人にしては同じことを繰り返すため、精神保健福祉法第23条に該当する程ではなくとも、身寄りもない方を支援につなげていただくことは可能か。受け入れ先はあるのか。警察には限界があり、行政につなぐしか方法がない。

(事務局)各区の高齢・障害者相談課に連絡いただければ、症状により病院を案内することも可能である。夜間であれば、ソフト救急 (精神科救急医療情報窓口)にて病院の紹介等を行っている。

(相原委員) ソフト救急で紹介を受けた場合、自身で受診する必要がある。身寄りがない方への対応に困っている。自宅に帰す場合もあるが、自殺未遂を繰り返す恐れがある方については、まずは市のどこにお連れすべきか。

(事務局) 市では保護する場所は設けていない。市としては各区の高齢・障害者相談 課にて相談を受け、病院へつなげる方策を共に考えていくことになる。

(相原委員)警察にも限界がある。再度自殺企図の恐れのある身寄りのない方は行政 に保護していただき、支援へつなげていただきたい。

(事務局)状況は大変理解できる。各機関の制約はある中で、社会全体で網の目を張り、当事者を一人にしないようそれぞれの役割を適切に果たしたい。当事者自身が相談や支援を希望しているかによって状況は異なると思うが、相談窓口が記載されたリーフレットも各種作成しているため、当事者の気持ちに沿った形で、相談を促すことが、支援につながると考える。短時間でも接する者が当事者の気持ちに寄り添うことで、自殺のリスクは低下する。市で対応しても、最終的には一人で自宅へ帰すこともある。確信を持って帰すことを目標に対応しているが、やはり不安はある。少しでも自信を持って相談を終えられるようゲートキーパー研修等を実施しているところである。自殺のリスクを下げるための傾聴については、既に警察の方も役割を果たしていただいているところであり、相談当初よりは、終盤の方が自殺リスクは下がっている。日頃の支援に感謝している。

(相原委員) 事案が生じた際は、その都度相談させていただきたい。

(守下委員)「いのちの授業」では、夢や希望を持って生きること、人を思いやる心を育むことの大切さについて学んでいるが、子どもの自殺が増加していることから、授業について根本的に考え直す必要があるのではないか。平原委員の話や、自身が特別支援学級の支援員を担っていることからも、教師は多忙であることは重々承知している。10歳でいのちをおとす、ということはどういうことなのかを想像した際に、希死念慮や自己肯定感の低さを抱えている子どもに夢や希望を持つことの重要性を説いたところで、希死念慮がなくなるのか、自己肯定感は上がるのかは疑問が残る。自死遺族として、分かち合いの会に参加しているが「一緒についていきたかった」「生きている意味がない」といった気持ちが聞かれることが多い。そのため、「いのちの授業」を少しでも希死念慮を低くし、自己肯定感を高めるものに見直して欲しい。そのために、外部委託を検討しても良いのではないか。クリアファイルも作成しているため、それを手にしながら、スマートフォンでリブちゃんネルにアクセスできることの説明や心と身体の健康状態を確認してはどうか。自死遺族として、若者の自殺を少しでも少なくする方法について発信していかなければならないと思っている。

(星委員)小中学校の児童・生徒に対する相談体制について。電話や対面での相談体制が整備されつつあるのは分かったが、電話等の方法は、他人に聞かれやすく、自殺のような重篤な話は家族や友人に聞かれる可能性があるため、相談しにくいのではないか。タブレットが一人一台ずつ貸与されたのであれば、タブレットのメッセージアプリを利用した相談は可能なのか伺いたい。

(平原委員)可能か不可能かで問われれば可能ではある。ただ、具体的に相談を希望する児童・生徒もいれば、いたずらに利用されることも考えられるため、取扱いについては慎重に考えていく必要がある。実際、家族には伏せたい内容もあると思うので、まずは家族以外の担任教師等学校とつながっていくことを第一歩として考えていきたい。その過程の中で、タブレットを利用した相談を受け付ける体制が整備されていくものだと考えている。

(比留川会長) 自身の子どもが保育園に通園していた際に感じたことだが、保育園では I T化が進んでおり、連絡もアプリを通じて行えた。一方、小学校は電話連絡が多いように感じる。教師も多忙であるため、電話で伝えることに遠慮してしまう。保護者からしてもチャットのようなツールがあれば有り難い。

(事務局) 西岡委員から質問のあったスクールソーシャルワーカーの配置における補 足について。増員する方向で検討されているので、次回の会議で情報提供したい。

(4) 第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の報告書(答申)案の精査について

事務局より、資料4について意見等がある場合は、7月24日までに事務局に

連絡するよう依頼した。

<意見等>

なし

(5) その他

事務局より自殺対策強化月間について説明を行った。

<意見等>

なし

<その他意見等>

なし

以 上

令和5年度相模原市自殺対策協議会 第1回会議(出欠状況)

(令和5年7月10日開催)

	氏 名	所 属 等	備考	出欠席
1	稲田 健	北里大学医学部		出席
2	西岡 直子	相模原市医師会		出席
3	土屋 敦	相模原市病院協会		出席
4	田中 弘子	相模原市薬剤師会		欠席
5	岡田 眞一郎	相模原地域産業保健センター		出席
6	平原 綾子	相模原市立小中学校長会		出席
7	审住 悦子	相模原商工会議所		出席
8	早坂 淳史	日本労働組合総連合会 神奈川県連合会 相模原地域連合		欠席
9	青木 亜也	神奈川県弁護士会		出席
10	比留川 昇良	神奈川県司法書士会	会長	出席
11	戸部 惠美子	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
12	山口 信郎	相模原市自治会連合会	副会長	出席
13	十川 いづみ	横浜いのちの電話		出席
14	和泉貴士	全国自死遺族総合支援センター		欠席
15	星潤人	公募		出席
16	守下 高子	公募		出席
17	高橋 透宰	相模原公共職業安定所		欠席
18	森俊行	神奈川新聞社		出席
19	相原 健児	相模原警察署		出席